

提出書類一覧

以下の書類を番号順に綴じて提出すること。

A4ファイル綴じ

番号	書類	コピーの可否	備考
1	建設工事入札参加資格審査申請書	不可	・様式1 ※国土交通省統一様式は不可
2	経営事項審査結果通知書	可	・審査基準日が令和6年10月1日以降のもの。 ・審査中で令和8年3月31日までに発行予定の場合は、受付書の写しを添付。 ※有効期限(審査日から1年7ヶ月)が過ぎる場合は、速やかに更新した通知書を提出のこと。
3	商業登記の現在事項全部証明書	可	【法人事業者】※発行日から3ヶ月以内のもの
4	代表者が成年被後見人、被保佐人、破産者でない証明書	可	【個人事業者】※発行日から3ヶ月以内のもの
5	印鑑（登録）証明書	可	
6	委任状(支店等に権限委任する場合)	不可	・様式3 ※自社様式可
7	納税証明書(※別紙参照)	可	・未納(滞納)のない証明書も可 ・支店等に権限委任の場合、本社(店)と委任先の両方の証明が必要。 ・令和6年・令和7年分を添付。決算日によりが発行されない場合、令和5年・令和6年分を添付すること。 【法人事業者】 ※発行日から3ヶ月以内のもの
8	労働保険料納付済証明書	可	・労災分、雇用分両方の納付が確認できる書類を添付してください。
9	技術職員名簿	可	・経営事項審査結果通知書「20005帳票」 ※自社様式可
10	300「水道設備」に関するもの	可	・「管工事施工管理技士」又は「土木施工管理技士」の資格を有する技術者と「給水装置工事主任技術者」の資格を有する者の配置が必須で、各資格を有することを証明する書類を添付。
11	310「下水道管渠更生」に関するもの	可	・（公財）日本下水道新技術推進機構の技術審査・証明を得た自立管に分類される工法協会に加盟していることを証明する書類を添付。 ・管渠更生工事の施工管理に関する資格 一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会の下水道管路更生管理技師又は公益社団法人日本下水道管路管理業協会の下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門））を有する技術者であることを証明する書類を添付。
12	令和5年度、令和6年度の工事経歴書		・様式4 ※自社様式可 ・揃わない場合は令和4年度、令和5年度分を添付。
13	営業所一覧(無い場合は添付不要)		・様式5 ※自社様式可
14	ISO9000・ISO14000シリーズの認証認定登録書	可	・最新のもの
15	誓約書	不可	・様式7 ※申請書と同じ印を押印のこと
16	公共料金に関する申告書	不可	・様式8 ※町内業者のみ提出

以下の書類は、綴じ込まずに挟み込むこと。

建設業者カード		・様式2
受付審査票		
返信用封筒		・110円切手を貼付し、宛名を記載すること。 ※宛名は申請書作成者として下さい。

※自社様式の場合は、町様式の要件を備えていること。

別紙

納税証明の対象となる税

〔町内業者〕

【法人】

法人住民税、法人事業税、固定資産税、※消費税及び地方消費税

【個人】

住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(全国土木建築国民健康保険料)

所得税、※消費税及び地方消費税

〔町外業者〕

【法人】

法人住民税、法人事業税、※消費税及び地方消費税

【個人】

住民税、所得税、※消費税及び地方消費税

※【法人】の場合は「国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3」を、【個人】の場合は「国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2」を免税者であるか否かにかかわらず提出して下さい。